指定申請等における提出書類の変更について

＜新規指定申請、更新申請又は変更届に係る提出不要書類一覧表＞

|  |  |
| --- | --- |
| **平成30年10月１日以降**  提出が不要となる添付書類 | 対象サービス |
| (1)申請者又は開設者の定款、寄付行為等 | 全てのサービス |
| (2)事業所の管理者の経歴  （管理者経歴書）　**※１** | 地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護  介護予防支援  介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業 |
| (3)当該申請に係る事業に係る資産の状況（損害賠償への対応が可能であることがわかる書類を除く） | 全てのサービス |
| (4)各介護サービスの請求に関する事項  （介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表）　**※２** | 全てのサービス |
| (5)役員の氏名、生年月日及び住所（役員等名簿）**※３** | 全てのサービス |

**※１**管理者の氏名、生年月日及び住所に変更のある場合は変更届の提出が必要です。

**※２**新規指定申請時、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に記載のある加算を算定する場合や、加算の算定を変更する場合は、従前通り届出が必要となります。

**※３**代表者の氏名、生年月日及び住所に変更のある場合は変更届の提出が必要です。